

大野市民俗資料館保存活用計画（案）に係るパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 案件名 大野市民俗資料館保存活用計画（案）について
- (2) 募集期間 平成31年1月7日（月）から1月22日（火）までの15日間
- (3) 意見提出状況 提出意見：4件、提出者：4人、提出方法：書面3件・電子メール2件

2 意見の概要とその意見に対する市の考え方

No	意見の概要	回答（市の考え方）
1	<p>移転理由が良くわからない。現状位置でも良いと思う。国道が亀山で突き当り、観光バス等の乗り入れがスムーズに市内に入れない（一般車両との交通障害がある）状態で、この計画案とは沿わない。</p> <p>観光客が来ていただいて、民俗資料館など街なか観光できる観光ルートというか、動線が見えない。</p> <p>まずは道路整備を考え、それとともに計画してほしい。</p>	<p>1点目の移転理由について、本計画は、市の文化財に指定されている民俗資料館を、文化財としての価値を損なうことなく保存し、市の定める『大野市公共施設再編計画』及び『大野市立地適正化計画』と『都市再生整備計画』などの関連計画と連携し、まちなかにおける歴史・文化の情報を発信する施設の一つとして活用することを目的としています。</p> <p>2点目の観光ルートや動線については、今後、周辺に集中する文化財建造物や史跡と連携し、充実した周遊コースとなるよう検討してまいります。</p> <p>3点目の道路整備については市へのご意見として承ります。</p>
2	<p>現在、柳神社にある旧裁判所の建物を移設するとのことですが、その移設先は、現在の大野簡易裁判所の跡地</p>	<p>それぞれ市へのご意見として承ります。</p>

	<p>とのことですよ。</p> <p>現在の太野簡易裁判所が所在する場所には、以前には何が建っていたか、ご存知の方はいらっしゃるということかと思ひますが、その場所への移転をしてはいいけません。</p> <p>旧裁判所の建物を移設する先は、もともと旧裁判所があった場所以外にはあり得ません。現在の「めいりん」を取り壊してでも、もとの場所に移設しなければなりません。</p> <p>太野市は、とにかく、太野を壊してきました。これから先もまだ壊し続けるつもりなのではないでしょうか。いつになったら、破壊をやめるのでしょうか。</p> <p>日本全国から勉学の徒が集まった知の里太野、そして山に暮らす人々が編み出した知恵の里太野は、もう永遠に蘇らないのでしょうか。</p>	
3	<p>資料館の保存は賛成。明治の頃の建築物という事で貴重と思われる。しかし、常時おなじ物が展示され、一度見に来たら、興味のある人を除き、2度3度は訪れないと思われる。どの様に集客し、関心を集め続けられるか？という事になるだろう。学校の授業で必ず訪れ、歴史の勉強の中に取り入れなければならない、とか、イベントで回るところだとか、外の施設、他県とタイアップ</p>	<p>展示内容について、「第5章1-(2)活用の基本方針」と「第5章2-(2)資料の展示」項目に学習施設としての利活用についてご意見を参考に反映します。</p>

	<p>して、お互いの所蔵物を交換して展示し合うとか、大人も子どもも”たいくつ”しないことが出来ると楽しいと思う。</p> <p>イベント事？（昔のくらし体験）</p> <p>（子どもなら昔の授業なり、机なり椅子なりの体験）？</p> <p>（大人なら昔の道具の体験とか？）</p>	
4	<p>①平成大野屋平蔵の木造建築等がカスガイ等で耐震化されているのに湿気に弱い貴重な資料が保存されているのに、耐震化や空調設備について長い間、問題にならないのがおかしかった。</p> <p>②資料館設置場所として不適切地は次のとおりである</p> <p>（イ）埋立地（田、沼、湖、河川跡）</p> <p>（ロ）近くに湿気の原因となるもの（湧水池、河川、湖、沼等）の附近地</p> <p>③収蔵品の移動、移設はしないか最小にとどめる（破損等防ぐ為）</p> <p>④公開日を決めて公開する。ボランティアを募って説明してもらうようにするとベター</p>	<p>① ご意見のとおり、本計画の策定にあたり課題として認識しています。</p> <p>② 収蔵品に配慮した空調設備の設置を計画しています。</p> <p>③ 収蔵品の移動につきましては、学芸員が管理し、破損や汚損等が無いよう注意しながら行います。</p> <p>④ 現在、民俗資料館は年末年始を除き、収蔵品の管理など臨時的な休館日以外はいつでも来館できる施設としています。移転後も多くの方に利用していただくために同様の公開をしてまいります。</p> <p>展示説明については、今後、ご意見を参考に検討します。</p>

3 大野市民俗資料館保存活用計画（案）の修正箇所

次のとおり修正しました。

第5章 活用計画 1 活用の基本方針 (2) 活用の基本方針

カ 周辺に集中する文化財建造物や史跡と連携し、学習施設としての利用促進を図る。

第5章 活用計画 2 公開計画 (2) 資料の展示

「衣、食、住、生産・産業」などに分類した台帳を活用し、『まちの暮らし』『農村の暮らし』『山村の暮らし』のそれぞれの生活の中での「結」を体感できるような常設展示を行う。児童・生徒が社会科見学や校外学習活動などでも利用することを考慮した分かりやすい展示とする。